

## 令和6年度 深谷市水道事業水質検査計画

環境水道部では、市民の皆様にご供給している水道水が水道法に基づく水質基準を満たしていることを確認し、安全で良質な水道水を利用いただくために「深谷市水道事業水質検査計画」を策定しましたので、公表いたします。

### 水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本事項
2. 深谷市水道事業の概要
3. 水源の状況と留意すべき水質項目
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目・検査頻度
6. 放射性物質の検査
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性確保
11. 関係者との連携



## 1. 水質検査計画に関する基本事項

### ◎検査場所

水道法で義務付けられている浄配水場の系統を代表する給水栓（蛇口からの水）と浄配水場の出口（浄水）、水源（原水）で行います。

### ◎検査項目

水道法で義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目、水質管理上留意すべきものとして水質基準項目に準じて設定された水質管理目標設定項目、水質管理上必要となるその他の項目について実施します。

### ◎検査頻度

検査する項目のこれまでの検出状況や水源の状況などを考慮して定めます。

## 2. 深谷市水道事業の概要

深谷市水道事業は平成18年1月に市町合併に伴う事業統合が行われ、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町、旧花園町の水道事業が1つの事業体となり、約14万人のお客様に水道水を届けています。

深谷市水道事業には地下水（深井戸）を水源とする浄水場が4箇所、河川表流水（荒川）を水源とする浄水場が1箇所、配水場が5箇所あります。各浄水場で処理した自己水のほか埼玉県営水道からの浄水（県水）を受水し、深谷市の区域と寄居町用土地域の一部及び群馬県伊勢崎市境平塚地域の一部に給水しています。

給水区域及び浄配水場・水源位置は図-1・2のとおりです。

### ◎給水状況

表-1. 給水状況(令和4年度末現在)

給水人口	139,250人
1日最大給水量	58,246m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	47,967m <sup>3</sup> /日
計画1日最大給水量	65,921m <sup>3</sup> /日



図-1. 給水区域及び浄配水場

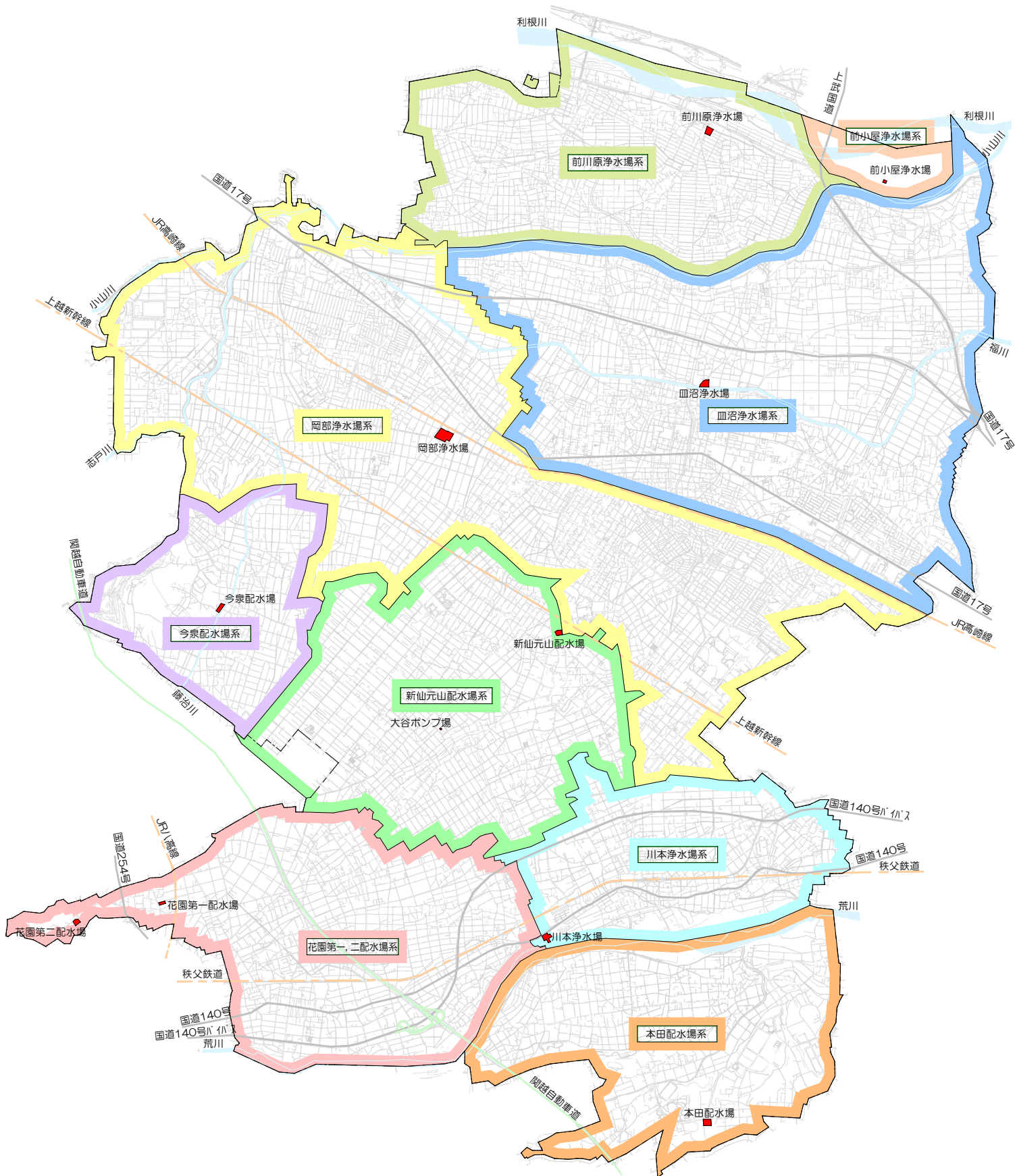


図-2. 水源位置



## ◎浄配水場の概略

表-2. 浄配水場の概略

名称	岡部浄水場	皿沼浄水場	川本浄水場	前川原浄水場	前小屋浄水場
所在地	岡部1086	原郷1223	田中1623	中瀬69	前小屋67
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	33,300	21,800	6,500	5,450	45
配水池有効 容量(m <sup>3</sup> )	17,000 PC配水池・4池	12,000 PC配水池・3池	3,123 PC配水池・1池 RC配水池・1池	1,800 PC配水池・1池	72 SUS配水池・1池
浄水処理方法	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン 県水受水	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン 県水受水	塩素消毒 生物活性炭・膜ろ過 県水受水	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン
水源 ※1,2	地下水(15) 県水	地下水(7) 県水	河川表流水(1) 県水	地下水(2)	地下水(1)

名称	花園第一配水場	花園第二配水場	新仙元山配水場	本田配水場	今泉配水場
所在地	武蔵野899	武蔵野141	人見1483	本田3288-19	今泉6-1
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	5,400	200	5,000	2,906	2,342
配水池有効 容量(m <sup>3</sup> )	2,840 PC配水池・1池 SUS配水池・1池	3,000 RC配水池・1池 SUS配水池・1池	4,000 PC配水池・1池	1,500 SUS配水池・1池	1,200 SUS配水池・1池
浄水処理方法	県水受水	浄水受水 (花園第一配水場より)	浄水受水 (岡部浄水場より) 県水受水	県水受水	浄水受水 (岡部浄水場より) 県水受水
水源 ※1,2	県水	県水	地下水 県水	県水	地下水 県水

※1 ( )内は稼働水源数です。

※2 県水は利根川を水源とする埼玉県行田浄水場より受水しています。

### 3. 水源の状況と留意すべき水質項目

浄水場では、水源の特徴や水質に応じた浄水処理を行い、安全な水道水をお配りしています。水質の異常に対し、迅速な対応を行えるよう定期的な水

質検査により原水及び浄水の水質動向を把握しています。

表-3. 水源の状況と留意すべき水質項目

水源	地下水	河川表流水	県水
取水状況	深井戸より取水ポンプにて取水	荒川の表流水を六堰取水口から取入れ取水ポンプにて取水	行田浄水場より浄水を浄配水場にて受水
水質状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水質の変動はない</li> <li>・ 井戸ごとに水質基準値の50%を超える高い値を示す項目がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨、ダムの放流などで濁度、鉄・マンガンなどが上昇することがある</li> <li>・ 生活排水などの流入がある</li> <li>・ カビ臭が確認されることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節により県水の残留塩素に変動がある</li> </ul>
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄・マンガン</li> <li>・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</li> <li>・ 硬度</li> <li>・ 蒸発残留物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁度</li> <li>・ 鉄・マンガン</li> <li>・ 亜硝酸態窒素</li> <li>・ 界面活性剤</li> <li>・ クリプトスポリジウム、ジアルジア</li> <li>・ カビ臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残留塩素</li> </ul>
対処方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除鉄・除マンガン処理</li> <li>・ 複数の水源による混合希釈</li> <li>・ 県水との混合希釈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁度計、油膜検知器、魚類監視装置の設置</li> <li>・ 生物活性炭処理</li> <li>・ 膜ろ過処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追塩装置の設置</li> </ul>

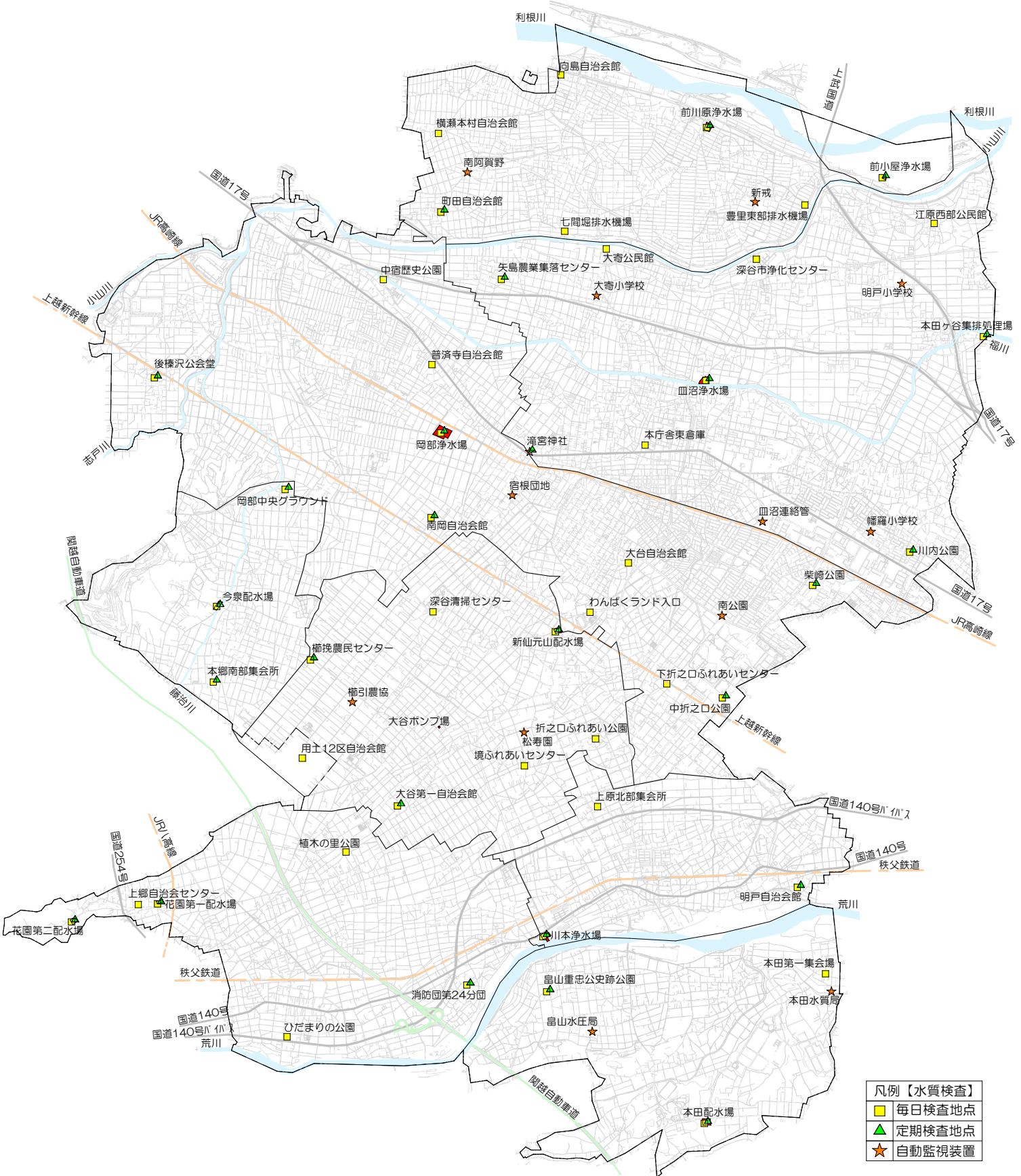
#### 4. 水質検査地点

##### ◎給水栓（蛇口からの水）

水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく1日1回以上行う検査(毎日検査)については浄配水場の配水系統ごとに選定した37の給水栓において行います。さらに14箇所の自動監視装置で水圧・残留塩素(畠山水圧局は水圧のみ、本田水質局、皿沼連絡管は水圧・残留塩素・濁度・色度・電気伝導率・pH・水温の7項目)を連続的に測定、監視します。

水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づく水質基準項目の検査については浄配水場の配水系統ごとに選定した16の給水栓において行います。

# 図-3. 水質検査地点



### ◎浄配水場（浄水）

全ての浄配水場の出口（浄水）で行います。

### ◎水源（原水）

稼働している全ての水源（地下水・河川表流水）で行います。

## 5. 水質検査項目・検査頻度

### ◎毎日検査

37の給水栓に加え、給水元となる全ての浄配水場の出口で行います。1日1回以上行うことが義務付けられている色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の3項目について毎日行います。

表-4. 毎日検査

回/年

番号	検査項目	評価	法で定める回数 (給水栓)	検査回数		備考
				給水栓 37箇所	浄配水場 出口※1	
1	色	異常でないこと	365	365	365	水道法施行規則第15条第1項第1号による
2	濁り	異常でないこと	365	365	365	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	365	365	365	

※1 浄配水場では自動監視装置で残留塩素を連続的に測定、監視しているほか、色、濁り、消毒の残留効果の3項目について毎日手分析により測定しています。

### ◎水質基準項目の検査

16の給水栓に加え、給水元となる全ての浄配水場の出口で行います。全51項目のうち、おおむね1か月に1回以上行うことが義務付けられている一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目及び水質管理上の観点から硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目について毎月行ないます。それ以外の41項目からジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールのかび臭原因物質2項目を除くおおむね3か月に1回以上行うことが義務付けられている39項目については、季節の変わり目ごとに年4回行います。なお、安全性を確保する観点から検査回数の省略は行いません。

また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールのかび臭原因物質2項目については、法令上は発生時期に月1回以上となっていますが、原水に河川表流水を使用し発生の可能性のある川本浄水場系で毎月、その他の場所で年1回行います。



表-5. 水質基準項目の検査

回/年

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	法で定める 回数 (給水栓)	検査回数 <sup>※1</sup>		備考
				給水栓 16箇所	浄配水場 出口	
基01	一般細菌	100個/mL	12	12	12	病原生物の代替指標
基02	大腸菌	不検出		12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003		4	4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005		4	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01		4	4	
基06	鉛及びその化合物	0.01		4	4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01		4	4	
基08	六価クロム化合物	0.02		4	4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04		4	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		12 <sup>※2</sup>	12 <sup>※2</sup>	
基12	フッ素及びその化合物	0.8		4	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0		4	4	
基14	四塩化炭素	0.002		4	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05		4	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	4	4	4	有機物
基17	ジクロロメタン	0.02		4	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01		4	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01		4	4	
基20	ベンゼン	0.01		4	4	
基21	塩素酸	0.6		4	4	
基22	クロロ酢酸	0.02		4	4	
基23	クロロホルム	0.06		4	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03		4	4	
基25	ジブromokロロメタン	0.1		4	4	
基26	臭素酸	0.01		4	4	
基27	総トリハロメタン	0.1		4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		4	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03		4	4	
基30	ブロモホルム	0.09		4	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	4	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	4	4	着色	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	4	4		
基34	鉄及びその化合物	0.3	4	4		
基35	銅及びその化合物	1.0	4	4		
基36	ナトリウム及びその化合物	200	4	4		味
基37	マンガン及びその化合物	0.05	4	4	着色	
基38	塩化物イオン	200	12	12	味	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	4	4		
基40	蒸発残留物	500	4	4	4	発泡
基41	陰イオン界面活性剤	0.2		4	4	
基42	ジェオスミン	0.00001	発生時期 に月1回	1(12) <sup>※3</sup>	1(12) <sup>※3</sup>	カビ臭
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		1(12) <sup>※3</sup>	1(12) <sup>※3</sup>	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	4	4	4	発泡
基45	フェノール類	0.005		4	4	臭気
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3		12	12	味
基47	pH値	5.8~8.6	12	12	12	基礎的性状
基48	味	異常でないこと		12	12	
基49	臭気	異常でないこと		12	12	
基50	色度	5度		12	12	
基51	濁度	2度		12	12	

※1 ( )内は川本浄水場系の検査回数です。

※2 基11の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については水質管理上の観点から毎月行います。

※3 基42のジェオスミン及び基43の2-メチルイソボルネオールについては原水に河川表流水を使用している川本浄水場系で毎月、その他の場所で年1回行います。

原水の検査については、水質基準項目のうち、消毒副生成物 11 項目及び味を除いた 39 項目について稼働している全ての水源で年 1 回行います。さらに一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の 9 項目について年 3 回行いません。また、この時ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールのかび臭原因物質 2 項目について発生の可能性がある六堰取水口で行います。

表-6. 原水の検査 回/年

番号	水質基準項目	検査回数 ※1	備考
		水源	
基01	一般細菌	4	病原生物の代替指標
基02	大腸菌	4	
基03	カドミウム及びその化合物	1	無機物、重金属
基04	水銀及びその化合物	1	
基05	セレン及びその化合物	1	
基06	鉛及びその化合物	1	
基07	ヒ素及びその化合物	1	
基08	六価クロム化合物	1	
基09	亜硝酸態窒素	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	
基12	フッ素及びその化合物	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1	有機物
基14	四塩化炭素	1	
基15	1,4-ジオキサン	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	
基17	ジクロロメタン	1	
基18	テトラクロロエチレン	1	
基19	トリクロロエチレン	1	
基20	ベンゼン	1	着色
基32	亜鉛及びその化合物	1	
基33	アルミニウム及びその化合物	1	
基34	鉄及びその化合物	1	味
基35	銅及びその化合物	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	1	着色
基37	マンガン及びその化合物	1	
基38	塩化物イオン	4	味
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	
基40	蒸発残留物	1	
基41	陰イオン界面活性剤	1	発泡
基42	ジェオスミン	1 [4] ※2	カビ臭
基43	2-メチルイソボルネオール	1 [4] ※2	
基44	非イオン界面活性剤	1	発泡
基45	フェノール類	1	臭気
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	味
基47	pH値	4	基礎的性状
基49	臭気	4	
基50	色度	4	
基51	濁度	4	

※1 [ ]内は六堰取水口の検査回数です。

※2 基42のジェオスミン及び基43の2-メチルイソボルネオールについては六堰取水口で年4回、その他の場所で年1回行います。

## ◎水質管理目標設定項目の検査

全27項目のうち、亜塩素酸、二酸化塩素、農薬類の3項目を除く24項目について水質基準項目の検査を行う16の給水栓及び全ての浄配水場の出口で年1回行います。亜塩素酸、二酸化塩素については、深谷市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため省略します。

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査については、16の給水栓及び浄配水場の出口で年1回、水源については、前年度の水質検査結果を基に選定し、年1回行います。

表-7. 水質管理目標設定項目の検査

回/年

番号	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	検査回数 <sup>※2</sup>			備考
			給水栓 16箇所	浄配水場 出口	水源	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02	1	1		無機物、重金属
目02	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	1	1		
目03	ニッケル及びその化合物	0.02	1	1		
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	1		有機物
目08	トルエン	0.4	1	1		
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	1		
目10	亜塩素酸 <sup>※1</sup>	0.6				消毒副生成物
目12	二酸化塩素 <sup>※1</sup>	0.6				消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	1	1		消毒副生成物
目14	抱水クロラール	0.02(暫定)	1	1		
目15	農薬類(表-8参照)	検出値と目標値の比の和として、1以下		1(5) <sup>※3</sup>	1[5] <sup>※3</sup>	農薬
目16	残留塩素	1	1	1		臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	1	1		味
目18	マンガン及びその化合物	0.01	1	1		着色
目19	遊離炭酸	20	1	1		味
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	1		臭気
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	1	1		
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1	1		味
目23	臭気強度(TON)	3	1	1		臭気
目24	蒸発残留物	30~200	1	1		味
目25	濁度	1度	1	1		基礎的性状
目26	pH値	7.5程度	1	1		
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上0に近づける	1	1		腐食
目28	従属栄養細菌	2,000(暫定)	1	1		
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1		有機物
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1	1	1		無機物、重金属
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005(暫定)	1	1	1 <sup>※4</sup>	有機物

※1 深谷市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため省略します。

※2 ( )内は川本浄水場、[ ]内は六堰取水口の検査回数です。

※3 目15の農薬類については原水に河川表流水を使用している川本浄水場及び六堰取水口では農薬散布時期(5~9月)にあわせて年5回行います。

※4 前年度の水質検査結果を基に水源を選定し検査を行います。

農薬類については深谷市内及び周辺地区における使用状況と県内の検出状況から項目を選定し、自己水を用いる浄配水場の出口及び稼働している全ての水源で年1回行います。なお、原水に河川表流水を使用している川本浄水

場及び六堰取水口では農薬散布時期(5～9月)にあわせて年5回行います。

表-8. 目15 農薬類の検査

回/年

農薬類 ※1	目標値 (mg/l)	検査回数 ※2		用途
		浄配水場 出口 ※3	水源	
農34 グリホサート	2	(5)	[5]	除草剤
農35 グルホシネート	0.02	1 (5)	1 [5]	除草・植物成長調整
農45 ジクワット	0.01	1 (5)	1 [5]	除草剤
農54 ダイアジノン	0.003	1 (5)	1 [5]	殺虫・殺菌
農56 ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	1 (5)	1 [5]	殺菌剤
農62 テフリルトリオン	0.002	(5)	[5]	除草剤
農69 パラコート	0.01	1 (5)	1 [5]	除草剤
農77 フィプロニル	0.0005	1 (5)	1 [5]	殺虫・殺菌
農78 フェントロチオン	0.01	(5)	[5]	殺菌・殺虫・植物成長調整
農94 プロベナゾール	0.03	1 (5)	1 [5]	殺虫・殺菌
農95 プロモブチド	0.1	(5)	[5]	殺虫・除草

※1 農薬類は115の農薬について目標値が設定されていますが、深谷市内及び周辺地区における使用状況と県内の検出状況から検査項目を選定し行います。

※2 ( )内は川本浄水場、[ ]内は六堰取水口の検査回数です。

※3 県水100%の花園第一・第二配水場、本田配水場を除く。(県水は埼玉県営水道で実施)

また、第19号水源は県の地下水水質管理井戸となっているため、埼玉県水道水質管理計画に基づき管理目標設定項目について年2回、農薬類について年1回検査を実施しています。

※2 ( )内は川本浄水場、[ ]内は六堰取水口の検査回数です。

※3 県水100%の花園第一・第二配水場、本田配水場を除く。(県水は埼玉県営水道で実施)

表-9. 埼玉県水道水質管理計画に基づく検査(第19号水源で実施)

2回/年		1回/年	
水質管理目標設定項目		農薬類	
1	アンチモン及びその化合物	1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)
2	ウラン及びその化合物	2	2, 4-D(2, 4-PA)
3	ニッケル及びその化合物	3	イソキサチオン
4	1,2-ジクロロエタン	4	カルボフラン
5	トルエン	5	クロロタロニル(TPN)
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6	ジウロン(DCMU)
7	ジクロロアセトニトリル ※1	7	ジクロベニル(DBN)
8	抱水クロラール ※1	8	シマジン(GAT)
9	1,1,1-トリクロロエタン	9	ダイアジノン
10	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	10	チウラム
11	1,1-ジクロロエチレン	11	トリクロピル
12	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	12	トリクロルホン(DEP)
		13	フィプロニル
		14	フェントロチオン(MEP)
		15	フェントエート(PAP)
		16	プロベナゾール
		17	メチダチオン(DMTP)
		18	モリネート

※1 消毒副生成物のため、皿沼浄水場出口(浄水)で行います。

## ◎その他項目の検査

原水の検査に合わせ浄水処理の指標となるアンモニア態窒素について稼働している全ての水源で年4回行います。さらに、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等対策として嫌気性芽胞菌と大腸菌（定量）の指標菌2項目について年4回行います。なお、原水汚染の危険度の高い河川表流水ではクリプトスポリジウム及びジアルジアについて年2回行い、それ以外の月では指標菌2項目の検査を行います。

表-10-1. その他の項目の検査

番号	検査項目	検査回数 ※1	備考
		水源	
1	アンモニア態窒素	4 [4]	浄水処理の指標
2	嫌気性芽胞菌	4 [10] ※2	クリプト指標菌
3	大腸菌(定量)	4 [10] ※2	
4	クリプトスポリジウム・ジアルジア	[2] ※2	耐塩素性病原生物

※1 [ ]内は六堰取水口の検査回数です。

※2 原水汚染の危険度の高い六堰取水口ではクリプトスポリジウム及びジアルジアについて年2回行い、それ以外の月では指標菌2項目の検査を行います。

ダイオキシン類について、浄水機能を有する5箇所の浄水場で年1回行います。

表-10-2. その他の項目の検査

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	検査回数	備考
			浄水場 出口 ※1	
1	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	1	要検討項目

※1 浄水機能を有する5箇所の浄水場で行います。

## 6. 放射性物質の検査

法令に定められた検査とは別に、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故の影響を調べるとともに、水道水の安全を確認するため、国等の方針に基づき浄水の放射性物質の測定を行います。

## 7. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水質基準を超える恐れのある場合には、取水停止など必要な措置をとるとともに、水源や浄配水場、給水栓など必要な場所で臨時の水質検査を行います。なお、臨時の水質検査は事態が収束し、安全

が確保されるまで継続します。

- ・ 不明の原因により、色や濁り、においなどに著しい変化が生じたとき。
- ・ 浄水処理の過程に異常があったとき。
- ・ 水源の水質が著しく悪化したときや、水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 配水管など水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・ その他、特に必要があると認められるとき。

## 8. 水質検査の方法

---

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法により、その他の項目については、上水試験方法等により行ないます。

### ◎毎日検査

浄配水場運転管理業務委託の中で行います。

### ◎定期及び臨時の検査

検査は水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録水質検査機関に委託して行います。定期の試料採取は浄配水場運転管理業務委託の中で行い、臨時の試料採取は運転管理業務受注者もしくは深谷市水道工務課が行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

---

### ◎水質検査計画

水質検査計画は年度ごとに策定し公表します。水質検査計画は水道工務課窓口で閲覧できるほか、深谷市のホームページに掲載します。

### ◎水質検査結果

水質検査結果は水道工務課窓口で閲覧できます。また、1年間分を浄配水場系統ごとに集計し、深谷市のホームページに掲載するとともに、水道メーターの検針票と一緒にお知らせします。

## 10. 水質検査の精度と信頼性確保

---

委託先の水質検査機関には、精度管理の実施及びその結果が確認できるよう精度管理報告書を提出させ、水質検査の精度と信頼性確保に努めます。

また、検査機関の選定にあたっては、正確かつ迅速に高精度の検査を実施でき、高い信頼性の保証を得ている者とするため下記を満たすこととします。

- ・水道GLPの認定を受けていること。
- ・環境省の実施する外部精度管理調査に毎年参加し、過去3年間「第1群」と判断されていること。
- ・埼玉県内に本社を有すること。

## 11. 関係者との連携

---

水源の周辺で水質事故が発生した場合は、本市環境課、保健所、関係市町村、埼玉県等と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対策を講じます。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せ下さい。  
お客さまからのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。



問合せ先

深谷市環境水道部水道工務課 施設係

〒369-0211 深谷市岡部 1086 番地

Tel : 048-577-7529 (代表)

Fax : 048-546-0126

Mail : [suidokomu@city.fukaya.saitama.jp](mailto:suidokomu@city.fukaya.saitama.jp)